平成２４年（フ）第９２０号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目５番５号
破産者　松本　和子
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５１号
堺市美原区さつき野西３丁目10番地４
破産者　梅本特殊合板こと　梅本　純三
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
福岡県久留米市大善寺南２―10　市営大善寺団地６棟304号、住民票上の住所福岡県久留米市三潴町玉満2813番地３
破産者　古賀小百合
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６４７号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目１番11号　２Ｆ
破産者　清水啓二郎
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６６９号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目１番11号　２Ｆ
破産者　堺　　豊子
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８３号
佐賀県唐津市妙見町7183番地20　西唐津住宅公務員宿舎53号
破産者　松本　良二
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３９２５号
大阪市生野区田島６丁目17番21号　鈴木方、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―1010号
破産者　西元　芳美
1　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午後３時30分
平成25年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７４号
大阪府豊中市上野東３丁目18番15号
破産者　大興商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年４月３日まで
2　一般調査期日　平成25年５月13日午後４時
平成25年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３３号
大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場内
破産者　株式会社出口商店
1　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午後３時30分
平成25年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市久保町10番４号
破産者　山村　博行
1　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
2　一般調査期日　平成25年５月31日午後１時30分
平成25年３月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２４１号
堺市堺区大浜中町３丁13番27―902号
破産者　吉田　　稔
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月27日午前10時30分
平成25年３月４日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
京都府綾部市物部町西ノ宮31番地
破産者　株式会社片桐工務店
1　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
2　一般調査期日　平成25年６月14日午前11時30分
平成25年２月27日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第７５８号
北九州市小倉北区足立３丁目１番29―701号
破産者　岩森　若菜
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年５月16日午前10時
平成25年３月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０９号
愛知県西尾市徳次町明大寺16番地１
破産者　株式会社スズマサ
1　破産債権の届出期間　平成25年４月23日まで
2　一般調査期日　平成25年７月５日午後２時10分
平成25年３月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
高知市曙町１丁目10番11号
破産者　岡田　瑞穂
1　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
2　一般調査期日　平成25年７月２日午前10時30分
平成25年３月５日　　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３０５号
大阪府東大阪市足代北２丁目８番１号、開始決定時の住所大阪府東大阪市長堂１丁目８番28―1012号
破産者　石田　　稔
1　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午後３時30分
平成25年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第５５１号
滋賀県高島市今津町北仰563番地20
破産者　株式会社アルファーウッドテック
特別調査期日　平成25年５月15日午前10時
平成25年３月４日　　大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１７１号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
破産者　福間　博哉
異議申述期間　平成25年４月24日まで
平成25年３月５日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
破産者　福間　幹典
異議申述期間　平成25年４月24日まで
平成25年３月５日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
破産者　福間　幸子
異議申述期間　平成25年４月24日まで
平成25年３月５日　　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０１８号
東京都江東区富岡１丁目12番４号
清算株式会社　株式会社レーザリンクス
代表清算人　西本　浩史
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部